○国土交通省告示第三百三十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に 基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規 定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成三十一年三月十三日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事(酒田みなと〜遊佐・山形県飽海郡遊佐町藤崎字日向台地内から同町宮田字長沼地内まで)及びこれに伴う一般国道改築工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 山形県飽海郡遊佐町藤崎字日向台、字茂り松、字茂森、字簀垣下、字 千代ノ藤及び字下モ山、比子字服部興野及び字下モ山、菅里字十里塚及び字菅野南山 並びに宮田字長沼地内
- 2 使用の部分 山形県飽海郡遊佐町藤崎字日向台、字茂り松、字茂森、字簀垣下、字 千代ノ藤及び字下モ山、比子字服部興野及び字下モ山、菅里字十里塚及び字菅野南山 並びに宮田字長沼地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事(酒田みなと~遊佐)及びこれに伴う一般国道改築工事」(以下「本件事業」という。)は、山形県酒田市藤塚字北割地内の酒田みなとインターチェンジから飽海郡遊佐町北目字野田地内の遊佐鳥海インターチェンジ(仮称)までの延長12.0kmの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする高速自動車国道新設工事及びこれに伴う一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事(酒田みなと 〜遊佐)」(以下「本体事業」という。)は道路法(昭和27年法律第180号)第3条第 1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断 される一般国道の従来の機能を維持するための改築工事(以下「関連事業」という。) は、同条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲 げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第6条の規定に基づき国土 交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始して いることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有する と認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道(以下「本路線」という。)は、新潟県新 潟市を起点とし、青森県青森市に至る延長約322kmの路線である。

本路線が通過する山形県庄内地域は、秋田県南部地域から関東方面などへの物流輸送の経路となっており、世界的な電子部品等の生産拠点である秋田県南部地域で生産された電子部品等は、一般国道7号等を利用して関東方面等へ輸送されている。

しかしながら、本件区間に対応する主要幹線道路である一般国道 7 号(以下「現道」という。)は、交通事故や路面冠水による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、供用済みである本路線等の他の区間と連絡することで、 山形県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交 通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等に寄与する とともに、通行止め時などにおける現道等の機能を補完・代替することから、安 全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画 決定権者である山形県知事が、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づき、 平成21年3月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果に よると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、建設機械の稼働 にかかる騒音については法令により定められた基準を超える値が見られるものの、 防音シートの設置等により基準を満足するとされていることから、起業者は本件事 業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。また、計画交通量の見直し及び同評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成30年11月等に、同法等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物につい ては文化財保護法(昭和25年法律第214号)における特別天然記念物であるカモシ カ、天然記念物であるマガン及びオジロワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種 の保存に関する法律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種である ハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧IA類として掲載されているチゴモズ等、 絶滅危惧 I B類として掲載されているヒメウ等、絶滅危惧 II 類として掲載されてい るシロチドリ等、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ等その他これらの分類 に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種(以下単に「重要な種」とい う。)が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧 I A 類として掲載されて いるマメダオシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているイソスミレ等その他これらの 分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程 度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若し くは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予 測されている。主な保全措置として、オオタカについては、営巣が確認されている ことから、工事実施前に繁殖状況調査を実施し、専門家の指導助言を受け、必要に 応じて繁殖期を避けた施工等を行うこととしている。加えて、起業者は、今後工事 による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて 専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令(昭和45年政令第320号)による第1種第3級の規格に 基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定 める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成21年4月21日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面等を除き基本的内容について整合しているものであり、4車線の事業として都市計画決定された区域の範囲を基本に、移転対象物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘 案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、山形県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化が図られるとともに、現道は交通事故や路面冠水による通行止めが行われるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、山形県知事を会長とする日本海沿岸東北自動車道建設促進同盟会等より、 本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、 それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合 理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山形県飽海郡遊佐町役場

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

山形県飽海郡遊佐町藤崎字簀垣下及び字下モ山、比子字服部興野及び字下モ山、菅 里字十里塚及び字菅野南山並びに宮田字長沼地内